

改正案

現行

（電磁的方法）

第二条 法第十二条第三項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

（新設）

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（新設）

第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいづ。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）（第三十条第七項第二号）において準用する会社法第三百二十二条第五項

二 法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百二十二条第五項

三 法第二十三条の二第二項第三号（法第六十三条において準用する場合を含む。）

四 法第二十四条第九項第一号

五 法第三十七条の二第四項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）

六 法第三十八条第十一項三号

七 法第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項第一号

八 法第四十八条の六第三項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）

九 法第四十八条の七第四項第二号（法第六十三条において準用する場合を含む。）

- 十 法第五十一条第三項第二号
- 十一 法第五十四条の十六第二項第二号
- 十二 法第六十一条の二第二項第三号
- 十三 法第六十一条の三第二項第三号及び第九項第三号
- 十四 法第六十一条の四第二項第三号
- 十五 法第六十一条の五第八項第三号
- 十六 法第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 十七 法第八十九条第一項及び同条第三項により準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号、第二十三条の七第四号を除き、以下「銀行法」という。)(第二十一条第四項

(信用金庫法施行令等に係る電磁的方法)

第四条 信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百四十二号、以下「令」という。)(第四条の三第一項若しくは第五条の七第一項又は全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令(平成元年政令第一百十八号、以下「全国連合会債令」という。)(第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法(法第十二条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。))の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者に係る電子計算機と受信者に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(書面による議決権行使の期限)

第五条 法第十二条第七項(法第二十四条第十項において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第三百十一条第一項に規定する内閣府令で定める時は、総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時(第四十二条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時)とする。

(新設)

(新設)

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第六条 法第十二条第七項(法第二十四条第十項において準用する場合を含む。)(において準用する会社法第三百十二條第一項に規定する内閣府令で定める時は、総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時(第四十二條第三号八に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号八の特定の時)とする。

(令第五条第二項に規定する承認の申請等)

第七条 信用金庫は、令第五条第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 (略)

(電磁的記録)

第八条 法第二十三條第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものをとする。

(電子署名)

第九条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第二十三條第二項

二 法第三十七條の二第二項(法第六十三條において準用する場合を含む。)

三 法第五十四條の十五第四項

四 全国連合会債令第二十条第三項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)(の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報

(新設)

(令第五条第二項に規定する承認の申請等)

第一条の二 信用金庫は、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百十二号。以下「令」という。)(第五条第二項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

の内容を電気通信回線を通じて金庫の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第二十三条の二第三項（法第六十三条において準用する場合を含む。）

二 法第三十八条第十項

三 法第四十八条の七第三項（法第六十三条において準用する場合を含む。）

（創立総会における発起人の説明義務）

第十一条 法第二十四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 設立時会員（法第二十四条第五項に規定する設立時会員をいう。以下同じ。）が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該設立時会員が創立総会の日より相当の期間前に当該事項を発起人に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 設立時会員が説明を求めた事項について説明をすることにより成立後の金庫その他の者（当該設立時会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 設立時会員が当該創立総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合

四 前三号に掲げる場合のほか、設立時会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な事由がある場合

（創立総会の議事録）

第十二条 法第二十四条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人、理事又は監事の氏名

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名

（事業免許の審査）

第十三条 内閣総理大臣は、法第二十九条の規定による免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

（新設）

（新設）

（事業免許の審査）

第一条の二の二 内閣総理大臣は、法第二十九条の規定による免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 (略)
- 二 申請金庫の出資の総額が令第一条に規定する額以上であり、かつ、その行おうとする金庫の事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三〇五 (略)

(事業免許の予備審査)

第十四条 金庫の発起人は、法第二十四条第一項の規定による創立総会の公告の前に、法第二十九条に定めるところに準じた書面を内閣総理大臣に提出して法第四条の免許の予備審査を求めることができる。

第十五条 (略)

(定款の変更等の認可の申請等)

第十六条 金庫は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一 定款の変更

イ・ロ (略)

ハ 定款の変更が出資一口の金額の減少に関するものである場合には、法第五十一条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに法第五十二条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれのないことを証する書面

ニ 定款の変更が地区に関するものである場合には、当該金庫の現在の地区及び変更しようとする地区、変更しようとする地区及びその周辺の地域における当該金庫の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況並びに変更しようとする地区の経済の事情を記載した書面

ホ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

二 業務の種類又は方法の変更

イ (略)

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する

- 一 (略)
- 二 申請金庫の出資の総額が令第一条に規定する額以上であり、かつ、その行おうとする信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)の事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

三〇五 (略)

(事業免許の予備審査)

第一条の三 金庫の発起人は、法第二十四条第一項の規定による創立総会の公告の前に、法第二十九条に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して法第四条の免許の予備審査を求めることができる。

第二条 (略)

(定款の変更等の認可の申請等)

第三条 金庫は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一 定款の変更

イ・ロ (略)

ハ 定款の変更が出資一口の金額の減少に関するものである場合には、法第五十一条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同条第二項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

ニ 定款の変更が地区に関するものである場合には、当該金庫の現在の地区及び変更しようとする地区、変更しようとする地区及びその周辺の地域における当該金庫の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況並びに変更しようとする地区の経済の事情を記載した書類

ホ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

二 業務の種類又は方法の変更

イ (略)

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する

る総会又は理事会の議事録(法第三十七條第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされる場合)にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

八 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第十七條 法第三十一條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ 一 (略)

ホ 法第五十三條第八項又は法第五十四條第七項の規定により行う地方債若しくは社債

その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務(以下「担保付社債信託業務」という。)

ハ・ト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四條の二第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ 法第五十四條の二第一第三項又は法第五十四條の二第二第三項の規定による認可を受けた認可対象会社(法第五十四條の二第一第三項又は法第五十四條の二第二第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。)を子会社(法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としようとするとき

ハ 銀行法第三十七條第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

二 従たる事務所の設置、位置の変更(主たる事務所的位置の変更を含む。)、種類の変更(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの(以下この号及び第百零一条第五号において「出張所」という。)から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。)、廃止又は名称の変更(所在地が外国の場合を除く。)

三・四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十八條 法第三十二條第七項(法第五十四條の二第二第八項(法第五十四條の二第二第三項において準用する場合を含む。)、令第十一條第三項、第六十六條第五項、第六十八條第三項、第七十條第八項及び第百零一條第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める

る総会又は理事会の議事録

八 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(定款の変更等の認可を要しない場合)

第四條 法第三十一條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ 一 (略)

ホ 法第五十三條第八項又は法第五十四條第七項の規定により行う地方債若しくは社債

その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務(以下「担保付社債信託業務」という。)

ハ・ト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四條の二第三項の規定による認可を受けて行う債券の発行に関する業務

ロ 法第五十四條の二第五第三項又は法第五十四條の二第七第三項の規定による認可を受けた認可対象会社(法第五十四條の二第五第三項又は法第五十四條の二第七第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。)を子会社(法第三十二條第六項に規定する「子会社」をいう。以下同じ。)としようとするとき

ハ 法第八十九條第一項及び同條第三項により準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第二十三條の七第四号を除き、以下「銀行法」という。第三十七條第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

二 従たる事務所の設置、位置の変更(主たる事務所的位置の変更を含む。)、種類の変更(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの(以下この号及び第十四條第一項第五号において「出張所」という。))から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。)、廃止又は名称の変更(所在地が外国の場合を除く。)

三・四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第四條の二 法第三十二條第七項(法第五十四條の二第六第八項(法第五十四條の二第八第三項において準用する場合を含む。)、令第十一條第三項、第十條の七第五項、第十條の九第三項、第十條の十一第八項及び第十四條第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定

議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二條第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第百二十條並びに第百三十三條の三を除き、以下同じ。）とする。

一 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第五十四條の二十三第一項第二号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 四（略）

2 4（略）

（役職員の兼職又は兼業の認可の申請等）

第十九條 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十五條第一項ただし書の規定により、他の金庫若しくは法人（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 金庫における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四 他の金庫等の常務に従事しようとする場合には、当該他の金庫等における常務の処理方法及び金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の金庫等の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）、その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2（略）

（会社法の規定を準用する場合における子会社）

第二十條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、令第十一条の二第一項に規定する子法人等（子会社を除く。）とする。

一 法第三十五條の七において準用する会社法第三百八十一条第三項及び第四項

める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二條第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第十六條の七並びに第二十條の三を除き、以下同じ。）とする。

一 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第五十四條の十七第一項第二号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 四（略）

2 4（略）

（役職員の兼職又は兼業の認可の申請等）

第五條 金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人（次項において「金庫の役員等」という。）は、法第三十三條第一項ただし書の規定により、他の金庫若しくは法人（以下この条において「他の金庫等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、当該金庫を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 金庫における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書類

四 他の金庫等の常務に従事しようとする場合には、当該他の金庫等における常務の処理方法及び金庫と当該他の金庫等との取引その他の関係を記載した書類並びに当該他の金庫等の定款、最終の業務報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書類

六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書類

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2（略）

（新設）

- 二 法第三十八條の三において準用する会社法第三百三十七條第三項第一号
- 三 法第三十八條の三において準用する会社法第三百九十六條第三項、第四項並びに第五項第二号及び第三号
- 四 法第三十八條の四第二項において準用する会社法第三百三十七條第三項第一号

(監査報告の作成)

- 第二十一條 法第三十五條の七において準用する会社法第三百八十一條第一項の規定により内閣府令で定めるべき事項については、この条の定めるところによる。
- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
- 一 当該金庫の理事及び職員
- 二 当該金庫の子法人等（令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
- 三 その他監事が適切に職務を執行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に感じ、当該金庫の他の監事及び子法人等の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

(監事の調査の対象)

第二十二條 法第三十五條の七又は第六十四條において準用する会社法第三百八十四條に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

(業務の適正を確保するための体制)

- 第二十三條 法第三十六條第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。
- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制
- 六 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する

(新設)

(新設)

(新設)

事項

- 七 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会の議事録)

第二十四条 法第三十七条の二第一項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十二条第一項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十二条第三項の規定により監事が招集したもの

ハ 法第三十七条第四項において準用する会社法第三百六十六条第一項の規定による理事の請求を受けてにより招集されたもの

ニ 法第三十七条第四項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十五条の五第三項

ロ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十二条

ハ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十二条第一項

六 理事会に出席した理事又は監事の氏名

七 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4| 法第三十七条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした理事の氏名

三 理事会の決議があつたものとみなされた日

(新設)

四 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(削る)

(創立費)
第五条の二の二 金庫の負担に帰すべき設立費用及び設立登記のために支出した税額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、金庫の成立の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(削る)

(開業費)
第五条の二の三 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、開業の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(削る)

(研究費及び開発費)
第五条の二の四 次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その支出の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。
一 新製品又は新技術の研究
二 新技術又は新経営組織の採用
三 資源の開発
四 市場の開拓

(削る)

(引当金)
第五条の二の五 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その事業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(削る)

(債券発行費)
第五条の二の六 全国を地区とする信用金庫連合会(以下「全国連合会」という。)が法第五十四條の二第一項の債券を発行したときは、その発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その発行の後三年以内(三年以内に債券償還の期限が到来するときは、その期限内)に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(削る)

(債券発行差金)
第五条の二の七 法第五十四條の二第一項の債券の権利者に償還すべき金額の総額が当該債券の募集によつて得た実額を超えるときは、その差額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、債券償還の期限内に、毎決算期において均等額以上の

償却をしなければならない。

(削る)

(監査報告書の記載方法)

第五条の三 法第三十七条の二第四項及び第七項の監査報告書は、その記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明瞭に記載しなければならない。

2 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載しなければならない。

(削る)

(会計監査人の監査報告書)

第五条の四 法第三十七条の二第四項の監査報告書には、決算期後に生じた事実で金庫の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、業務報告書(法第三十七条第一項の業務報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。)に記載があるときはその旨、理事から報告があつたときはその事実を記載しなければならない。

2 業務報告書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載しなければならない。

3 業務報告書の会計に関する部分のうち、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示さなければならない。

4 前二項の規定は、法第三十七条第一項の附属明細書の監査に関する記載について準用する。

5 第一項の監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がその資格を記載して署名押印しなければならない。

一 会計監査人が公認会計士である場合 当該公認会計士

二 会計監査人が監査法人である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 当該監査報告書が指定証明(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)に係るものである場合 当該指定証明に係る特定指定社員(同項に規定する指定社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。)

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該監査法人の代表者及び特定社員(当該代表者以外の当該監査法人の社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。)

(削る)

(監事の監査報告書)

第五条の五 法第三十七条の二第七項の監査報告書には、業務報告書に記載されていない決算期後に生じた金庫の状況に関する重要な事実について理事から報告があつたときは、その事実を記載しなければならない。ただし、同条第四項の監査報告書に記載があるものについて

は、この限りでない。

2| 法第三十七条の二第八項第三号の規定により監査報告書に商法(明治三十二年法律第四十八号)(第二百八十一条ノ三)第二項第十号に掲げる事項を記載する場合において、次に掲げる事項につき理事の義務違反があるときは、その事項に関する記載は、各別にしなければならぬ。

一 法第三十九条において準用する商法第二百六十五条第一項の取引

二 金庫が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。)

三 金庫がした子会社又は会員との通例的でない取引

四 法第二十一条第一項ただし書の規定による会員の持分の取得及び同条第二項の規定によるその処分

3| 前項各号に掲げる事項については、その事項ごとに監査の方法の概要を記載しなければならない。

4| 第一項の監査報告書には、各監事が署名押印しなければならない。この場合において、常勤の監事は、その旨を記載しなければならない。

(業務報告書の記載方法)

第五條の二 法第三十七条第一項の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、信用金庫にあつてはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、信用金庫連合会にあつてはそれぞれ別紙様式第五号から第八号まで、特定取引勘定(第十五条の五の三第一項に規定する特定取引勘定をいう。第十四条において同じ。)(を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。)(にあつてはそれぞれ別紙様式第九号から第十二号までにより記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(業務報告の内容を記載した書面等の記載方法)

第二十五條 法第三十八条第一項の業務報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、信用金庫にあつてはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、信用金庫連合会にあつてはそれぞれ別紙様式第五号から第八号まで、特定取引勘定(第七十七条第一項に規定する特定取引勘定をいう。第百条において同じ。)(を設けた信用金庫連合会(以下「特定取引勘定設置信用金庫連合会」という。)(にあつてはそれぞれ別紙様式第九号から第十二号までにより作成しなければならない。

2| 法第三十六条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3| 第一項の規定により作成する貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(業務報告の監事の監査報告の内容)

第二十六條 監事は、業務報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査(成立の日における貸借対照表又は計算関係書類(各事業年度に係る計算書類(法第三十八条第一項に規定する計算書類をいう。以下同じ。)(及びその附属明細書をいう。以下同じ。)(に係るものを除く。次条において同じ。)(の方法及びその内容

二 業務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該金庫の状況を正しく示してい

るかどうかについての意見

- 三 当該金庫の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 五 前条第二項に規定する内容がある場合において、当該内容が相当でないことを認めるときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

(業務報告の監事監査報告の通知期限)

第二十七条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 業務報告を受領した日から四週間を経過した日
- 二 業務報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
- 三 特定理事及び特定監事の間で合意した日

2) 業務報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3) 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、業務報告については、監事の監査を受けたものとみなす。

4) 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者と定められた者
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 業務報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事
- 5) 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた者
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(計算関係書類の監査についての通則)

第二十八条 法第三十八条第三項及び第三十八條の二第三項の規定による監査(計算関係書類(成立時の貸借対照表を除く。))に係るものに限る。次条から第三十四条までにおいて同じ。については、次条から第三十四条に定めることによる。

(新設)

(新設)

2| 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第一条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続きを含むものとする。

(計算関係書類の監事の監査報告の内容)

第二十九条 監事(特定金庫)法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。()の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。()は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- 四 追記情報
- 五 監査報告を作成した日

2| 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 継続企業的前提(当該金庫の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他金庫が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。第三十一条第三項第一号において同じ。)()に係る事項
- 二 正当な理由による会計方針の変更
- 三 重要な偶発事象
- 四 重要な後発事象

(計算関係書類の監事の監査報告の通知期限等)

第三十条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
 - 二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
 - 三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
- 2| 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日まで、同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

(新設)

(新設)

4| 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者と定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5| 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(特定金庫における計算関係書類の監査)

第三十一条 特定金庫の計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

2| 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 会計監査報告を作成した日

3| 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(新設)

一 継続企業の前提に係る事項

二 正当な理由による会計方針の変更

三 重要な偶発事象

四 重要な後発事象

4 当該事業年度に係る計算関係書類の監査をする時における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る計算関係書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。

5 特定金庫の監事は、計算関係書類及び会計監査報告(次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたとときは、その旨及びその理由

(次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨)

三 重要な後発事象(会計監査報告の内容となつていないものを除く。)

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(会計監査報告の通知期限等)

第三十二条 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定監事及び特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(第三十四条において同じ)。

(新設)

「第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

「前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5| 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする（次条及び第三十四条において同じ。）。

「第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めた場合 当該通知を受ける監事として定められた監事

「前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第三十三条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、すべての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

「監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（特定金庫の監事の監査報告の通知期限）

第三十四条 特定金庫の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事及び会計監査人に対し、各事業年度に係る計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

「会計監査報告を受領した日（第三十二条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

「特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

「計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3| 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

（新設）

（新設）

(業務報告等の会員への提供)

第三十五条 法第三十八条第五項又は第三十八条の二第五項の規定により会員に対して行う提供業務報告(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一 業務報告

二 業務報告に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告

三 第二十七条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨を記載又は記録した書面又は電磁的記録

2] 通常総会の招集通知(法第四十五条第一項又は第四項の規定による通知をいう。以下同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供業務報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供業務報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供業務報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供業務報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供業務報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3] 理事は、業務報告の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(計算書類等の会員への提供)

第三十六条 次の各号に掲げる規定により会員に対して行う提供計算書類(次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関するときは、この条に定めるところによる。

一 法第三十八条第五項 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監事の監査報告

八 第三十条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

(新設)

(新設)

二 法第三十八條の二第五項 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る会計監査報告及び監事の監査報告

ハ 第三十二條第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載

又は記録をした書面又は電磁的記録

ニ 第三十四條第二項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載

又は記録をした書面又は電磁的記録

2| 通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなればならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3| 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつてるときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4| 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を通常総会に係る招集通知を发出するときから通常総会の日から三箇月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第二條第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記載され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下第四十六條において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる

旨の定款の定めがある場合に限る。

5| 前項の場合には、理事は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる者を会員に対して通知しなければならぬ。

6| 理事は、計算書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を发出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(計算書類の承認の特則に関する要件)

第三十七条 法第三十八条の二第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれにも該当することを要する。

一 法第三十八条の二第九項に規定する計算関係書類についての会計監査報告の内容に第三十一条第二項第二号イに定める事項が含まれている。

二 前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 法第三十八条の二第九項に規定する計算関係書類が第三十四条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(報酬等の額の算定方法)

第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 理事、監事又は会計監査人(以下「役員等」という。)がその在職中に報酬、賞與其他の職務執行の対価(当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞與其他の職務執行の対価を含む。)(として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益)(次号に定めるものを除く。)(の額の事業年度(法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)(の合計額)(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年あたりの額に換算した額)(のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該金庫から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていた場合における当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の

(新設)

(新設)

対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

□ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げる者に該当する場合に
おける次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表理事 六

(2) 代表理事以外の理事(会員外理事)法第三十九条第四項第一号に規定する会員外
理事をいつ。(3)において同じ。(を除外) 四

(3) 会員外理事、監事又は会計監査人 二

2 法第三十九条第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する理事は、次に掲げ
るものとする。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として
選定されたもの

三 当該金庫の業務を執行した前二号以外の理事

3 法第三十九条第四項第二号に規定する内閣府令で定める業務を執行する取締役は、次に掲
げるものとする。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて金庫の子法人等の業務を執
行する取締役として選定されたもの

三 当該子法人等の業務を執行した前二号以外の取締役

4 法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとす
る。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていたときは、当該支配人その他の
職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第三十九条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で
定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供
とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(新設)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 金庫が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む)。
- 二 役員等の責任又は義務の有無についての判断
- 三 役員等に責任又は義務があると判断した場合において、役員等の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

第四十一条 (略)

(招集の決定事項)

第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第一項第一号に規定する総会が通常総会である場合において、同号の日が前事業年度に係る通常総会の日に相当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十五条第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき(次に掲げる場合を除く)は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない会員全員の同意がある場合

三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款に口から二までに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く)。

イ 第四十四条の規定により総会参考書類(法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。)に記載すべき事項

ロ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を発送した時から七日を経過した時以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一項の規定により通知を発送した時から七日を経過した時以後の時に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 第四十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱の内容

ホ 第四十六条第一項の措置をとることに伴ひ総会に対して提供する総会参考書類に記

(新設)

第六条 (略)

(新設)

載しないものとする事項

四 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

(定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。)

イ 法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十八条の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行つ同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)(をすることとするときは、その旨

ロ 一の会員が同一の議案につき法第十二条第七項において準用する会社法第三百十一條第一項又は第三百十二條第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該会員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第十二条第二項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権(代理人の資格を含む。)(を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき(定款に当該事項についての定めがある場合を除く。)(は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)

イ 役員等の選任
ロ 役員等の報酬等(法第三十五条の六において準用する会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいふ。)

ハ 定款の変更
ニ 事業の譲渡又は譲受け
ホ 合併

(総会参考書類)

第四十三条 法第四十五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めた金庫が行つた総会参考書類の交付(当該交付に代えて行つ電磁的方法による提供を含む。)(は、法第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による総会参考書類の交付とする。

2) 理事は、総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知を发出した日から総会の前日までの間に修正すべき事情が生じた場合における修正後の事項を会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(総会参考書類の記載事項)

第四十四条 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 議案

二 議案につき法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

(新設)

(新設)

2| 総会参考書類には、前項に定めるもののほか、会員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3| 同一の総会に対して会員に対して提供する総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、会員に対して提供する総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしななければならない。

4| 同一の総会に関して会員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、会員に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第四十五条 法第四十六条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第四十七条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案(次のイからハまでに掲げる場合にあつては、当該イからハに定めるもの)についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄

イ 二以上の役員等の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の役員等の解任に関する議案である場合 各役員等の解任

ハ 二以上の会計監査人の不任に関する議案である場合 各会計監査人の不任

二 第四十二条第三号ニに掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が金庫に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

三 第四十二条第四号ロに掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき会員の氏名又は名称

2| 第四十二条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、金庫は、法第四十五条第四項の承諾をした会員の請求があつた時に、当該会員に対して法第四十六条第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行つ同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をしなければならないこと。

3| 同一の総会に関して会員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

4| 同一の総会に関して会員に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項(第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容とされている事項がある場

(新設)

合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

(総会参考書類の記載の特則)

第四十六条 総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)(に係る情報を、当該総会に係る招集通知を発出する時から当該総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置)第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。(を定める場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。)

一 議案

二 次項の規定により総会参考書類に記載すべき事項

三 総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)(につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2) 前項の場合には、会員に対して提供する総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を読み取り、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならぬ。

(総会における理事等の説明義務)

第四十七条 法第四十八条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合

(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 会員が説明を求めた事項について説明をすることにより金庫その他の者(当該会員を除く。)(の権利を侵害することとなる場合)

三 会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(総会の議事録)

第四十八条 法第四十八条の七第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の

(新設)

(新設)

定めるところによる。

2| 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十四条

ニ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十七条第三項

ホ 法第三十八条の二第十項

ヘ 法第三十八条の三において準用する会社法第三百四十五条第一項

ト 法第三十八条の三において準用する会社法第三百四十五条第二項

チ 法第三十八条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項

四 総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者）

第四十九条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者及び全国連合会債の債権者とする。

（信用金庫の付随業務）

第五十条 （略）

2 （略）

3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第五十三条及び第百四条において同じ。）の預金証書

二 七 （略）

4 六 （略）

定めるところによる。

2| 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十四条

ニ 法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十七条第三項

ホ 法第三十八条の二第十項

ヘ 法第三十八条の三において準用する会社法第三百四十五条第一項

ト 法第三十八条の三において準用する会社法第三百四十五条第二項

チ 法第三十八条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項

四 総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者）

第七条 令第七条に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者及び全国連合会の発行する債券の権利者とする。

（信用金庫の付随業務）

第八条 （略）

2 （略）

3 法第五十三条第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十条及び第十五条の四において同じ。）の預金証書

二 七 （略）

4 六 （略）

第五十一条（略）

（信用金庫連合会の会員外貸付けの認可の申請等）

第五十二条 信用金庫連合会は、法第五十四条第三項の規定による会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ又は会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一（略）
- 二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 2（略）

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条（略）

2・3（略）

4 法第五十四条第四項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十一条第五項各号に掲げるものとする。

5（略）

（全国連合会債の発行に関する業務の認可の申請等）

第五十四条 全国連合会は、法第五十四条の二第三項の規定による全国連合会債（法第五十四条の二第二項の全国連合会債をいう。以下同じ。）の発行に関する業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした全国を地区とする信用金庫連合会（以下この項において「申請全国連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる十分な額であること。

二・三（略）

（発行の届出）

第五十五条 全国を地区とする信用金庫連合会（以下「全国連合会」という。）は、法第五十四条の五の規定による届出をしようとするときは、届出書に全国連合会債の発行方法その他

第八条の二（略）

（信用金庫連合会の会員外貸付けの認可の申請等）

第九条 信用金庫連合会は、法第五十四条第三項の規定による会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ又は会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一（略）
- 二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類
- 2（略）

（信用金庫連合会の付随業務）

第十条（略）

2・3（略）

4 法第五十四条第四項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第八条の二第五項各号に掲げるものとする。

5（略）

（全国連合会の債券の発行に関する業務の認可の申請等）

第十条の二 全国連合会は、法第五十四条の二第三項の規定による債券の発行に関する業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした全国連合会（以下この項において「申請全国連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる十分な額であること。

二・三（略）

（債券発行の届出）

第十条の三 全国連合会は、法第五十四条の四の規定による届出をしようとするときは、届出書に債券発行の方法その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提

参考となるべき事項を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

出しなければならない。

(募集事項)

第五十六条 全国連合会債令第一条第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 数回に分けて募集全国連合会債(法第五十四条の八に規定する募集全国連合会債をいう。以下同じ)と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額(全国連合会債令第一条第八号に規定する払込金額をいう。)

二 募集全国連合会債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容

(通知事項)

第五十七条 法第五十四条の九第一項及び全国連合会債令第五条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 全国連合会の名称

二 全国連合会の出資の総額及び法第五十四条の二第一項の準備金の合計額

三 全国連合会債の借換えのために、法第五十四条の二第一項の限度を超えて全国連合会債を発行するときは、その旨

四 前に全国連合会債を発行したときは、その償還を終えていない総額

(書面の交付)

(新設)

第五十八条 法第五十四条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、金庫が全国連合会債令第一条第八号の最低金額を定めた場合において、募集全国連合会債の引受けの申込みをする者が希望する払込金額とする。

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

(新設)

第五十九条 法第五十四条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、法第五十四条の十三の規定に基づく公告により全国連合会債令第五条各号の事項を提供している場合であつて、全国連合会が法第五十四条の九第一項の申し込みをしようとする者に対して通知事項(法第五十四条第一項に規定する通知事項をいう。)を提供している場合とする。

(全国連合会債原簿記載事項)

(新設)

第六十条 全国連合会債令第九条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 募集全国連合会債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつ

たときは、その財産の価額及び給付の日

二 全国連合会債の債権者が募集全国連合会債と引換えにする金銭の払込みをする債務と全国連合会に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

(閲覧権者)

第六十一条 法第五十四条の十六第一項に規定する内閣府令で定める者は、全国連合会債の債権者その他の全国連合会の債権者及び会員とする。

(社債原簿記載事項の記載等の請求)

第六十二条 全国連合会債令第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 全国連合会債の取得者(以下「取得者」という。)が全国連合会債の債権者として全国連合会債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該取得者の取得した全国連合会債に係る全国連合会債令第十六条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 取得者が一般承継により当該全国連合会債を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 取得者が当該全国連合会債を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2) 前項の規定にかかわらず、取得者が取得した全国連合会債が債券を発行する定めがあるものである場合には、全国連合会債令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、取得者が全国連合会債の債券を提示して請求をした場合とする。

(社債等登録法施行規則の準用される債券)

第六十三条 全国連合会債の債券(法第五十四条の四第一項に規定する短期債を除く。)は、社債等登録法施行規則(昭和十七年大蔵省・司法省令第一号)第十九条の規定に基づき同令が準用される債券とみなす。

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号を除く。)に限る。

(新設)

(新設)

(社債等登録法施行規則の準用される債券)

第十条の四 全国連合会の発行する債券(法第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券を除く。)は、社債等登録法施行規則(昭和十七年大蔵省・司法省令第一号)第十九条の規定に基づき同令が準用される債券とみなす。

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十三号を除く。)に限る。

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(第百八条及び第百三十条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇(略)

二十三 自らを子会社とする保険会社(法第五十四条の二十三第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。)のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である銀行(法第五十四条の二十三第一項第一号に規定する銀行をいう。)又は保険会社若しくは信用金庫(以下この号において「金庫等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下この号において「買取会社」という。)が当該金庫等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二五・二六 (略)

2 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第五十四条の二十一第一項又は法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

一八の二〇三十四 (略)

三十五 財産の管理に関する業務(第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等(法第五十四条の二十三第二項第八号)に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。)が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及

一〇八 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(第十五条の五の四及び第十九条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇(略)

二十三 自らを子会社とする保険会社(法第五十四条の十七第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。)のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用金庫連合会、その子会社である銀行(法第五十四条の十七第一項第一号に規定する銀行をいう。)又は保険会社若しくは信用金庫(以下この号において「金庫等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下この号において「買取会社」という。)が当該金庫等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該金庫等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二五・二六 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第一号ロ又は第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第五十四条の十五第一項又は法第五十四条の十七第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

一八の二〇三十四 (略)

三十五 財産の管理に関する業務(第三号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等(法第五十四条の十七第二項第八号)に規定する「信託子会社等」をいう。以下同じ。)が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及

び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行（法第五十四条の二十三第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七～三十九（略）

3 法第五十四条の二十三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

4 法第五十四条の二十三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

5 法第五十四条の二十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

6 法第五十四条の二十三第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

7 法第五十四条の十七第二項第七号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

8 法第五十四条の二十三第二項第八号二に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

9 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一～三（略）

（法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第六十五条 法第五十四条の二十一第二項（法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

三 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る

び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする信用金庫連合会の信託子会社等のうちに信託兼営銀行（法第五十四条の十七第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七～三十九（略）

3 法第五十四条の十七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

4 法第五十四条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

5 法第五十四条の十七第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

6 法第五十四条の十七第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

7 法第五十四条の十七第二項第七号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

8 法第五十四条の十七第二項第八号二に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

9 法第五十四条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一～三（略）

（法第五十四条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第十條の六 法第五十四条の十五第二項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

三 金庫又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又

議決権の取得(当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをい)、当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。以下同じ。)

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

六・七 (略)

2 法第五十四条の二十一第四項(法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員(会社法三百二十九条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者の氏名を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国

は持分に係る議決権の取得(当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

四 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。)

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六・七 (略)

2 法第五十四条の十五第四項(法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第十条の七 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金庫に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ 当該金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該金庫及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国

内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十一第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 (略)

3 前二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十四条の二十一第五項又は法第五十四条の二十三第四項の規定による認可について準用する。

5 (略)

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の併合又は分割

七・八 (略)

九 第七十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 (略)

3 前二項の規定は、法第五十四条の十五第四項ただし書（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十四条の十五第五項又は法第五十四条の十七第四項の規定による認可について準用する。

5 (略)

（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第十條の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

四 金庫又はその子会社が所有する商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

七・八 (略)

九 第十條の十一第五項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

- 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
 - 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第六十八条 金庫は、法第五十四条の二十二第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 - 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面
 - 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第六十九条 法第五十四条の二十二第四項第三号(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該金庫が法第五十八条第六項の認可を受けて銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫(信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。)の事業の譲受けをした場合
- 二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社の営む業務のために営むもの
- 二 第六十四条第一項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有す

- 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
 - 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十条の九 金庫は、法第五十四条の十六第二項ただし書(法第五十四条の十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
 - 三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
 - 四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十条の十 法第五十四条の十六第四項第三号(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該金庫が法第五十八条第三項の認可を受けて銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫(信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。)の営業又は事業の譲受けをした場合
- 二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第十条の十一 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 第十条の五第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社の営む業務のために営むもの
- 二 第十条の五第一項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第七号に規定する保険子会社等を有する

る場合に限り、第六十四条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 第六十四条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第六十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第六十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により第六十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号及び第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権の数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るものとなる場合において、当該特定子会社

場合に限り、第十条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る

2 法第五十四条の十七第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第八号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一～三 (略)

四 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第十条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第十一号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により第十条の六第一項第二号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第十一号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該金庫に係る法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第十一号及び第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権の数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るものとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の

が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第五十四條の二十一第一項第二号又は第五十四條の二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四條第二項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第五十四條の二十一第一項第三号又は第五十四條の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四條第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四條の二十一第一項第一号及び第二号又は第五十四條の二十三第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四條の二十三第一項第一号、第四号、第六号及び第八号を規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 法第五十四條の二十三第一項第二号に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社又は第五十四條の二十三第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四條の五第一項各号及び第三項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十四條の二十三第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四條第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四條の二十三第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社又は法第五十四條の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四條第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四條の二十三第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八

日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 法第五十四條の十五第一項第二号又は第五十四條の十七第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十條の五第二項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

7 法第五十四條の十五第一項第三号又は第五十四條の十七第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十條の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四條の十五第一項第一号及び第二号又は第五十四條の十七第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十條の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四條の十七第一項第一号、第四号、第六号及び第八号を規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 法第五十四條の十七第一項第二号に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社又は第五十四條の十七第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十條の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十四條の十七第一項第七号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十條の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四條の十七第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社又は法第五十四條の十七第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十條の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四條の十七第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八

号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第五十四条の二十三第二項第六号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第六十四条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第五十四条の十七第二項第七号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第六十四条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十四条の二十三第二項第八号二に規定する当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第六十四条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 (略)

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第七十一条 法第五十四条の二十一第七項（法第五十四条の二十三第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

(会計帳簿等)

第七十二条 法第五十五条の二第二項の規定により金庫が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債の価格その他会計帳簿の作成に関する事項については、この条から第七十五条までに定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 法第五十五条の二第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、金庫の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(資産の評価)

第七十三条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会

までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五 法第五十四条の十七第二項第六号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十條の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第五十四条の十七第二項第七号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち第十條の五第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号まで及び第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第五十四条の十七第二項第八号二に規定する当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第十條の五第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

8 (略)

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第十條の十二 法第五十四条の十五第七項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十四条の十五第三項又は法第五十四条の十七第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

(新設)

(新設)

計帳簿にその取得価格を付さなければならない。

2| 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。)(において、相当の償却をしなければならない。

3| 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)(事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 其の時の取得原価から相当の減額をした額

4| 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5| 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6| 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産(子法人等及び関連法人等)(令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)(の株式並びに満期保有目的の債券を除く。)

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

(負債の評価)

第七十四条 負債については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2| 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 退職給付引当金(職員が退職した後に当該職員に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。)(のほか将来の費用又は損失(収益の控除を含む。以下この号において同じ。)(の発生に備えて、その合理的な見積もり額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金(会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。)(

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる全国連合会債

三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付

(新設)

することが適当な負債

(評価・換算差額等)

第七十五条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債(デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。)(た)つき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額(利益又は損失に計上するもの並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。)

二 ヘッジ会計(ヘッジ手段(資産)将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)(若しくは負債)将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。)(又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)(に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。)(に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。)(を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金(第七十七条において「再評価差額金」といふ。)

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(財産の評価)

第十条の十三 金庫の会計帳簿に記載すべき財産に付すべき価額については、次条から第十条の十九までの規定の定めるところによる。

(流動資産の評価)

第十条の十四 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならぬ。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額未で回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならぬ。

2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとすることを妨げない。

(固定資産の評価)

第十条の十五 固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第七十六条 (略)

(合併の場合の再評価差額金の承継)

第七十七条 再評価差額金を貸借対照表に計上している金庫が吸収合併(法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)(又は新設合併(法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下同じ。))以下この条において「合併」という。))により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続金庫(法第六十条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)(又は

(金銭債権の評価)

第十条の十六 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買い入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買い入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。

(社債その他の債券の評価)

第十条の十七 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2 第十条の十四第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

(株式その他の出資の評価)

第十条の十八 株式については、その取得価額を付さなければならない。

2 第十条の十四第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第二項及び第十条の十六第三項の規定は市場価格のある株式であつて子会社の株式以外のものについて、それぞれ準用する。

3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

第十条の十九 (略)

(新設)

新設合併設立金庫（法第六十一条に規定する新設合併設立金庫をいう。以下同じ。）（以下この条において「合併金庫」という。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅金庫（法第六十条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅金庫（法第六十一条に規定する新設合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の再評価差額金の額に相当する金額を土地の再評価に関する法律第七条の規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併金庫の再評価差額金に組み入れなければならない。

（剰余金の配当における控除額）

第七十八条 法第五十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては成立の日）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第五十七条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額
- 二 最終事業年度の末日における貸借対照表のその他有価証券評価差額金の項目に計上した額（零以上である場合に限る。）

- 三 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の項目に計上した額（零以上である場合に限る。）

（事業の譲渡の認可の申請等）

第七十九条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録

三 事業の譲渡の契約の内容を記載した書面

四 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告（銀行法第三十五条第三項において準用する銀行法第三十四条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を遅延させることと目的として相當の財産を信託したこと又は当該事業の一部の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（剰余金の配当における控除額）
第十條の二十 法第五十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 第五条の二の三及び第五条の二の四の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が、法第五十七条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二 資産につき時価を付するものとした場合（第十條の十四第一項ただし書及び第一項）これらの規定を第十條の十七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十條の十八第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

（新設）

（新設）

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第九十六条第一項第十号及び第一百十二条第一項において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

六 当該事業の譲渡により当該金庫の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書面

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金庫が、法第五十八条第六項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項各号（第七号を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 総代会を設けている金庫にあつては、法第四十九条第六項の規定による通知の状況を記載した書面

二 法第五十条第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録

三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（銀行法第三十四条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業の全部の譲渡をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

3 金融庁長官等は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 事業の譲渡が、当該事業の譲渡を行う金庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らして、適当なものであること。

二 事業を譲り受ける金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

（事業の譲受けの認可の申請等）

第八十条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録その他必要な手続きがあつたことを証する書面

三 事業の譲受けの契約の内容を記載した書面

（新設）

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（銀行法三十四條第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七條の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該事業の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十六條第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書面
六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六條第一項第四号に掲げる書面

七 当該事業の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

八 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 事業の譲受けが、当該事業の譲渡を行う金融機関が業務を行っている地域における顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 事業を譲り受ける金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

（吸収合併消滅金庫の事前開示事項）

第八十一条 法第六十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第三号及び第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 当該吸収合併存続金庫の定款の定め

三 吸収合併存続金庫についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（法第三十八條第一項に規定する計算書類、業務報告及びこれらの監事の監査報告（特定金庫にあつては、会計監査人の監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続金庫の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては吸収合併存続金庫の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十一条の二第一項の規定により同項の書

（新設）

面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日(以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。)(後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

四 吸収合併消滅金庫(清算金庫)(法第六十三条において準用する会社法第四百七十六条に規定する清算金庫をいう。以下同じ。)(を除外。)(において最終事業年度の末日)(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅金庫の成立の日)(後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容)(吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務(法第六十一条の二第四項において準用する法第五十一条の規定により吸収合併について異議を述べることができない債権者に対して負担する債務に限る。)(の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続金庫の事前開示事項)

第八十二条 法第六十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第三号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと)(の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅金庫(清算金庫を除く。)(についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅金庫の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 吸収合併消滅金庫において最終事業年度末日(最終事業年度がない場合にあっては吸収合併存続金庫の成立の日。第四号において同じ。)(後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容)(法第六十一条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日)(以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。)(後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)(

三 吸収合併消滅金庫(清算金庫に限る。)(が法第六十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続金庫において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負

(新設)

担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続金庫の債務（法第六十一条の三第
六項において準用する法第五十二条第一項の規定により吸収合併について異議を述べ
ることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当
該事項

（吸収合併存続金庫の事後開示事項）

第八十三条 法第六十一条の三第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 法第六十一条の二第四項において準用する法第五十二条の規定による手続きの経過

三 法第六十一条の三第四項において準用する法第五十二条の規定による手続きの経過

四 吸収合併により吸収合併存続金庫が吸収合併消滅金庫から承継した重要な権利義務に
関する事項

五 法第六十一条の二第一項の規定により吸収合併消滅金庫が備え置いた書面又は電磁的
記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併消滅金庫の事前開示事項）

第八十四条 法第六十一条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

一 法第六十一条第五号に掲げる事項についての定め

二 他の新設合併消滅金庫（清算金庫を除く。）についての最終事業年度に係る計算書類等
（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅金庫の成立の日における貸借
対照表）の内容

三 他の新設合併消滅金庫（清算金庫に限る。）が法第六十三条において準用する会社法第
四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 新設合併消滅金庫（清算金庫を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度が
ない場合にあつては、新設合併消滅金庫の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債
務の負担その他の金庫財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
（法第六十一条の四第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備

（新設）

（新設）

え置いた日（以下この条において「新設合併契約等備置開始日」という。）（後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

- 五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立金庫の債務（他の新設合併消滅金庫から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項
- 六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立金庫の事後開示事項）

第八十五条 法第六十一条の五第六項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併が効力を生じた日
- 二 法第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条の規定による手続きの経過
- 三 新設合併により新設合併設立金庫が新設合併消滅金庫から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

2 法第六十一条の五第七項に規定する内閣府令で定める事項は、法第六十一条の四第一項の規定により新設合併消滅金庫が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

（合併の認可の申請等）

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 総会の議事録その他必要な手続きがあつたことを証する書面
- 三 合併契約の内容を記載した書面
- 四 最終事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失処理計算書並びに最近の日計表
- 五 法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条第二項の規定による公告及び催告（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項において準用する法第五十二条第三項の規定により公告を官報のほか法第八十七条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託した

（新設）

（新設）

こと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 総代会を設けている金庫にあつては、法第四十九条第六項の規定による通知の状況を記載した書面

七 法第五十条第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録

八 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面、役員履歴書並びに事務所の位置及び当該金庫を所屬信用金庫とする信用金庫代理業者の当該金庫のために信用金庫代理業の業務を行う営業所又は事務所の設置の状況を記載した書面並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第百三十二条第一項第三号において同じ。）の見込みを記載した書面

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六第一項第四号に掲げる書面

十 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が子会社等を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十一 吸収合併存続金庫若しくは新設合併設立金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 合併が、当該合併を行う金庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

（清算金庫の業務の適正を確保するための体制）

第八十七条 法第六十三条において準用する法第三十六条第五項第五号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（新設）

- 四 監事が職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制
- 五 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項
- 六 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 七 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(清算人会の議事録)

第八十八条 法第六十三条において準用する法第三十七条の二第一項に規定による清算会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 清算会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算人又は監事が清算会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 清算会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第六十三条において準用する法第三十七条第四項において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第六十三条において準用する法第三十七条第四項において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により清算人が招集したもの

ハ 法第六十四条において準用する会社法第三百八十三条第一項による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第六十四条において準用する会社法第三百八十三条第三項により監事が招集したもの

三 清算会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

五 次に掲げる規定により清算会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第六十四条において準用する法第三十五条の五第三項

ロ 法第六十四条において準用する会社法第三百八十三条第一項

七 清算会に出席した清算人及び監事の氏名

八 清算会の議長が存するときは、議長の氏名

4| 法第六十三条において準用する法第三十七条第三項の規定により清算会の決議があつたものとみなされた場合には、清算会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 清算会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした清算人の氏名

三 清算会の決議があつたものとみなされた日

(新設)

四 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

(清算金庫の総会における理事等の説明義務)

第八十九条 法第六十三条において準用する法第四十八条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合

(次に掲げる場合を除く。)

イ 当該会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を金庫に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 会員が説明を求めた事項について説明をすることにより金庫その他の者(当該会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

三 会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(清算金庫の総会の議事録)

第九十条 法第六十三条において準用する法第四十八条の七第一項の規定による清算金庫の総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2| 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3| 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算人、監事又は会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 法第六十四条において準用する会社法第三百八十四条により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

四 総会に出席した清算人又は監事の氏名

五 総会の議長が存するとき、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行つた清算人の氏名

(清算金庫の財産目録)

第九十一条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2| 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付することが困難な場合を除き法第六十三条において準用する会社法第四百七十五条第一号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、清

(新設)

(新設)

(新設)

算金庫の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3| 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第九十二条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2| 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3| 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4| 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第九十三条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2| 前条第三項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3| 法第六十三条において準用する法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る業務報告)

第九十四条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度に係る業務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

2| 法第六十三条において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各

(新設)

(新設)

(新設)

清算事務年度に係る業務報告の附属明細書は、業務報告の内容を補足する重要な事項を、その内容としなければならぬ。

(清算金庫の監査報告)

第九十五条 法第六十三条において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算金庫の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び業務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算金庫の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る業務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算金庫の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

3 特定監事は、第九十三条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。))及び特定監事の間で合意した日がある場合にあっては、当該日(までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない)。

一 この項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 第九十三条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行った清算人

4 第九十三条第一項の貸借対照表及び前条第一項の業務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとす。

5 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第九十三条第一項の貸借対照表及び前条の業務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(新設)

「第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事

「前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

(清算金庫の決算報告)

第九十六条 法第六十三条において準用する会社法五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

四 出資一口当りの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、残余財産の分配を完了した日を注記しなければならない。

(報酬等の額の算定方法)

第九十七条 法第六十四条で準用する法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 清算人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞與其他の職務執行の対価を含む。(として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益)次に定めるものを除く。(の額の清算事務年度(法第六十四条において準用する法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む清算事務年度及びその前の各清算事務年度に限る。)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該清算人が当該金庫から受けた退職慰労金の額

(2) 当該清算人が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていた場合における当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該清算人を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該清算人がその職に就いていた年数(当該清算人等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表清算人 六

(新設)

(新設)

(2) 代表清算人以外の清算人 四

2 法第六十四条において準用する法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
- 二 当該清算人が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねていたときは、当該支配人その他の職員としての退職手当のうち当該清算人等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第九十八条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 清算金庫が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 清算人の責任又は義務の有無についての判断
- 三 清算人に責任又は義務があると判断した場合において、清算人等の責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

(削る)

(新設)

(新設)

(合併の認可の申請等)

第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)第十六条第一項の規定により法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録)
- 三 合併契約書
- 四 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

- 五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十一条の規定により読み替えて適用される法第五十一条第二項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を書するおそれがないことを証する書面
- 六 総代会を設けている金庫にあつては、法第五十条第六項の規定による通知の状況を記載した書類
- 七 法第五十条の二第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
- 八 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の位置及び当該金庫を所屬信用金庫とする信用金庫代理業者の当該金庫のために信用金庫代理業務を行う営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいふ。第二十条の二第二項第三号において同じ。）の見込みを記載した書類
- 九 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫が当該合併により子会社対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十五第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十七第一項に規定する子会社対象会社をいふ。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十条の七第一項第四号に掲げる書類
- 十 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいふ。次条第一項第六号及び第十四条第一項において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 十一 合併後存続する金庫若しくは合併により設立される金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 十二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十六条第一項の規定により、法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、最終の貸借対照表、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員の数を証する書面並びに金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十六条第五項の規定により反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面
- 十三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2) 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどつかを審査するものとする。

一 合併が、当該合併を行う金融庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 合併後存続し又は合併により設立される金融庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 金融庫は、法第五十八条第三項の規定による事業の一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 総会の議事録

三 事業の譲渡の契約書

四 銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の一部の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五 当該事業の一部の譲渡を行った後における金融庫が子会社等を有する場合には、当該金融庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

六 当該事業の譲渡により当該金融庫の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2) 金融庫が、法第五十八条第三項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項各号(第七号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

一 総代会を設けている金融庫にあつては、法第五十条第六項の規定による通知の状況を記載した書類

二 法第五十条の二第一項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

三 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金融庫にあつては、これらの公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は事業の全部の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

3) 金融庁長官等は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 事業の譲渡が、当該事業の譲渡を行う金庫の地区における会員その他の顧客の利便に照らして、適当なものであること。

二 事業を譲り受ける金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならないこと。

一 理由書

二 総会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十四条第一項の規定により法第五十八条第二項の総会の議決を経ないで営業又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二十四条第三項の規定により反対の意思を通じた会員があるときはその会員の数を証する書面)

三 営業又は事業の譲受けの契約書

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十五条の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四条第一項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告)又は銀行法第三十五条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は営業又は事業の譲受けをしてその者を害するおそれがないことを証する書面

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 当該営業又は事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十条の七第一項第四号に掲げる書類

七 当該営業又は事業の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

八 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2) 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどつかを審査するものとする。

一 営業又は事業の譲受けが、当該営業又は事業の譲渡を行う金融機関が業務を行っている地域における顧客の利便に照らし、適当なものであること。

二 営業又は事業を譲り受ける金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができると。

(届出事項)

第十四条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 法第三十七条の二第一項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合

四 第四条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イから八までに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第四条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)
イ~二 (略)

六 第四条第二号ニに規定する定款の変更をした場合(前号イから二までに掲げる場合に該当する場合に限る。)

七 第四条第三号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合

八~十 (略)

十一 第十条の六第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第八十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされているものを除く。)を子会社とした場合

十二・十三 (略)

十四 金庫又はその子会社が、第十条の八各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五~十六の三 (略)

十七 第十六条の四又は第十六条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

十八・十九 (略)

二十 金庫の事務所(代理店を含む。)の全部又は一部において、第十八条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 法第三十八条の二第一項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合

四 第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イから八までに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)
イ~二 (略)

六 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をした場合(前号イから二までに掲げる場合に該当する場合に限る。)

七 第十七条第三号に規定する業務の種類又は方法の変更をした場合

八~十 (略)

十一 第六十五条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第八十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされているものを除く。)を子会社とした場合

十二・十三 (略)

十四 金庫又はその子会社が、第六十七条各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五~十六の三 (略)

十七 第百十七号又は第百二十七号各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

十八・十九 (略)

二十 金庫の事務所(代理店を含む。)の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。)

二十一・二十一の二（略）

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第七十七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他次項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

二十三・二十四（略）

二十四の二 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分と連結の範囲に含まれる方法を用いようとする場合

二十四の三・二十七（略）

二十八 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（同条第三項の規定により電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

二十九 金庫が法第三十八条第一項の規定により作成する書面を通常総会に提出した場合
（略）

三十 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第九号及び第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イ・ロ（略）

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書面

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に關する経理の方針を含む。）を記載した書面

二 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第七十七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に關連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をい

二十一・二十一の二（略）

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第十五条の五の三第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他次項第二号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

二十三・二十四（略）

二十四の二 金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している金庫及び連結子法人等（当該金庫の子法人等（令第十一條の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分と連結の範囲に含まれる方法を用いようとする場合

二十四の三・二十七（略）

二十八 金庫が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

二十九 金庫が法第三十七条第一項の規定により作成する書類を通常総会に提出した場合
（略）

三十 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第九号及び第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書類

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に關する経理の方針を含む。）を記載した書類

二 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十五条の五の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に關連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をい

う。(を)行う場合(当該内部取引を解約する場合を含む。)(の)取扱いに関する事項を記載した書面

ホ 勘定間振替(第百七条第三項各号に掲げる行為)(同条第四項に規定する取引を含む。)(を)行う場合の取扱いに関する事項を記載した書面

三 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書面

四 第一項第二十九号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書

五 (略)

4~7 (略)

第百一条 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)(に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等(預金又は定期積金をいう。以下この条、第百四条及び第百五条において同じ。)(の)金利の明示

二~六 (略)

2 金庫は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、第三項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金庫は、当該書面を交付したものとみなす。

む。(を)いう。(を)行う場合(当該内部取引を解約する場合を含む。)(の)取扱いに関する事項を記載した書類

ホ 勘定間振替(第十五条の五の三第三項各号に掲げる行為)(同条第四項に規定する取引を含む。)(を)行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

三 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書類

四 第一項第二十九号に掲げる場合 法第三十七条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書

五 (略)

4~7 (略)

第十五条 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)(に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等(預金又は定期積金をいう。以下この条、第十五条の四及び第十五条の五において同じ。)(の)金利の明示

二~六 (略)

2 金庫は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(により提供することができる。この場合において、当該金庫は、当該書類を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 金庫の使用に係る電子計算機と預金者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された商品情報を電気通信回線を通じて預金者等の閲覧に供し、当該預金者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに商品情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに商品情報を記録したものを

(削る)

(削る)

3| 金庫は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる第四条各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(削る)

(削る)

4| (略)

(全国連合会債の債権者に対する情報の提供)

第百三条 全国連合会が、法第五十四条の二第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

第百四条 (略)

第百五条 (略)

第百六条 (略)

(特定取引勘定)

第百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 (略)

四 金銭債権（第五十五条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

四の二～十六 (略)

3 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第百条

交付する方法

3| 前項各号に掲げる方法は、預金者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4| 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、預金者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5| 金庫は、第二項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち金庫が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6| (略)

(債券の権利者に対する情報の提供)

第十五条の三 全国連合会が、法第五十四条の二第一項に規定する債券を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

第十五条の四 (略)

第十五条の五 (略)

第十五条の五の二 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～三 (略)

四 金銭債権（第十条第三項第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。）に限る。）の取得又は譲渡

四の二～十六 (略)

3 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第十四

第二項第二号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

4・5 (略)

第百八条 (略)

第百九条 (略)

第百十条 (略)

第百十一条 (略)

第百十二条 (略)

第百十三条 (略)

第百十四条 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。)(の額(第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」といふ。))は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十六条 (略)

2 (略)

3 金庫は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面

条第二項第二号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

4・5 (略)

第十五条の五の四 (略)

第十五条の五の五 (略)

第十五条の五の六 (略)

第十五条の五の七 (略)

第十五条の五の八 (略)

第十五条の六 (略)

第十六条 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十六条の六までにおいて同じ。)(の額(第十六条の五第二項において「単体信用供与等総額」といふ。))は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜七 (略)

2・3 (略)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十六条の三 (略)

2 (略)

3 金庫は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

第百十七条 (略)

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第百十八条 (略)

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 当該金庫について第百十五条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第百十五条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3～5 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十九条 第百十六条第二項の規定は、令第十一条第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第百十六条第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは、「当該金庫又はその子会社等」と、同項第一号中「自己資本の額」とあるのは、「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは、「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 金庫は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第百十六条第三項各号に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(金庫の特定関係者)

第百二十条 令第十一条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 金庫がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)

二・三 (略)

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

第百十六条の四 (略)

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第百十六条の五 (略)

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 当該金庫について第百十六条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第百十六条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3～5 (略)

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第百十六条の六 第百十六条の三第二項の規定は、令第十一条第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第百十六条の三第二項第一号及び第二号中「当該金庫」とあるのは、「当該金庫又はその子会社等」と、同項第一号中「自己資本の額」とあるのは、「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは、「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 金庫は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第百十六条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(金庫の特定関係者)

第百十六条の七 令第十一条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 金庫がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)

二・三 (略)

2 令第十一条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとす
る。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人
等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重
要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでな
い。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始
の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等
その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営
業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるもの
を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所
有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

第百二十一條 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第百二十二條 金庫は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするとき
は、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金
融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

第百二十三條 (略)

第百二十四條 (略)

第百二十五條 (略)

第百二十六條 (略)

第百二十七條

(休日の承認の申請等)

第百二十八條 金庫は、令第十二条第一項第二号の規定による休日の承認を受けようとするとき
は、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 令第十一条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとす
る。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人
等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重
要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでな
い。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始
の決定、再生手続開始の決定、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等
以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等
がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができない
と認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己
の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二・三 (略)

3 (略)

第百二十八條 (略)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第百二十九條 金庫は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするとき
は、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金
融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

第百三十條 (略)

第百三十一條 (略)

第百三十二條 (略)

第百三十三條 (略)

第百三十四條 (略)

(休日の承認の申請等)

第百三十五條 金庫は、令第十二条第一項第二号の規定による休日の承認を受けようとするとき
は、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 令第十二条第三項の規定による揭示の方法を記載した書面
- 2 (略)

第百二十九条 (略)

(臨時休業の届出等)

第百三十条 金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示の方法を記載した書面
- 三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

3| 銀行法第十六条第一項の規定により揭示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

- 一 銀行法第十六条第一項前段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日
- 二 銀行法第十六条第一項後段の規定による揭示 金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日
- 4| (略)

第百三十一条 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
 - イ (略)
 - ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。(
- (1) (7) (略)
- (8) 全国連合会債残高(全国連合会が法第五十四条の二第一項に規定する全国連合会債を発行している場合に限る。)

- 一 (略)
- 二 令第十二条第三項の規定による揭示の方法を記載した書類
- 2 (略)

第十八条 (略)

(臨時休業の届出等)

第十九条 金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示の方法を記載した書類
- 三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

(新設)

- 3| (略)

第二十条 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一・二 (略)
- 三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
 - イ (略)
 - ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。(
- (1) (7) (略)
- (8) 債券残高(全国連合会が法第五十四条の二第一項に規定する債券を発行している場合に限る。)

(9) (17) (略)

八 (略)

四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (2) (略)

(3) 第百二条第一項第五号に掲げる取引

ハ・ト (略)

チ 金庫が法第三十八条の二第三項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金

処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合には

その旨

2

(略)

第百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等）（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えていない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合

二 (略)

第百三十四条 (略)

第百三十五条 (略)

(削る)

(9) (17) (略)

八 (略)

四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ・ニ (略)

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) (2) (略)

(3) 第十五条の二の二第一項第五号に掲げる取引

ハ・ト (略)

チ 金庫が法第三十七条の二第一項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金

処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合には

その旨

2

(略)

第二十条の三 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等）（銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えていない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) (5) (略)

(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

(7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二 (略)

第二十条の四 (略)

第二十条の五 (略)

第二十一条 削除

(事業の一部の廃止及び解散の認可の申請等)

第百三十六条 金庫は、銀行法第三十七条第一項の規定による金庫の事業の一部の廃止又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書面

四 債権債務の処理の方法を記載した書面

五 総代会を設けている金庫が解散する場合には、法第四十九条第六項の規定による通知の状況を記載した書面、法第五十条第一項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録

六 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 (略)

第百三十七条 (略)

第百三十八条 (略)

第百三十九条 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第百四十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本(これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書、以下同じ。)又はこれに代わる書面及び第百四十二条第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第百四十二条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

五 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面(信用金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当

(事業の一部の廃止及び解散の許可の申請等)

第二十二條 金庫は、銀行法第三十七条第一項の規定による金庫の事業の一部の廃止又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書類

四 債権債務の処理の方法を記載した書類

五 総代会を設けている金庫が解散する場合には、法第五十条第六項の規定による通知の状況を記載した書類、法第五十条の二第一項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録

六 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 (略)

第二十三条 (略)

第二十三条の二 (略)

第二十三条の三 (略)

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十三条の四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本(これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書、以下同じ。)又はこれに代わる書面及び第二十三条の七第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第二十三条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第二十三条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

五 信用金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類(信用金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業

該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

七 会計監査人設置会社(会社法第二十一条第十一号に規定する「会計監査人設置会社」をいう。)である場合にあつては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

八 (略)

九 信用金庫代理業開始後三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属信用金庫(信用金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該信用金庫代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書面

十一 (略)

十二 他に業務を営むときは、兼業業務(信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容及び方法を記載した書面

十三 (略)

十四 信用金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)を記載した書面

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

第四百四十一条 (略)

第四百四十二条 (略)

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)(又は監査法人の監査を受けている法人当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

八 (略)

九 信用金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度(個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属信用金庫(信用金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該信用金庫代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書類

十一 (略)

十二 他に業務を営むときは、兼業業務(信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容及び方法を記載した書類

十三 (略)

十四 信用金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)を記載した書類

十五 (略)

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

第二十三条の五 (略)

第二十三条の六 (略)

(信用金庫代理業の許可の審査)

第二十三条の七 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 (略)
- 二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用金庫代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。
- 三 二六 (略)

(信用金庫代理業の許可の予備審査)

第百四十四条 法第八十五条の二第一項の規定による信用金庫代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

第百四十五条 (略)

第百四十六条 (略)

(兼業の承認の申請等)

第百四十七条 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書面
- 2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書面は、信用金庫代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。
- 3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第百四十三条第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

第百四十八条 (略)

第百四十九条 (略)

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第百五十条 第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

- 一 (略)
- 二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用金庫代理業開始後三事業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。
- 三 二六 (略)

(信用金庫代理業の許可の予備審査)

第二十三条の八 法第八十五条の二第一項の規定による信用金庫代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

第二十三条の九 (略)

第二十三条の十 (略)

(兼業の承認の申請等)

第二十三条の十一 信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書類は、信用金庫代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。
- 3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二十三条の七第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

第二十三条の十二 (略)

第二十三条の十三 (略)

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第二十三条の十四 第十五条の二の規定は、銀行法第五十二条の四十四第一項の規定による信用金庫代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

第百五十一条 (略)

(他の所属信用金庫の同種の契約に係る情報提供)

第百五十二条 信用金庫代理業者は、第百四十九条第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属信用金庫の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第百五十三条 第百九条から第百十一条までの規定は、信用金庫代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第百五十四条 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第百十条に規定する情報及び前条において準用する第百十一条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用金庫代理業以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)において取り扱う顧客に関する非公開情報(その信用金庫代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報(前条において準用する第百十条に規定する情報及び前条において準用する第百十一条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次項において同じ。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 (略)

第百五十五条 (略)

第百五十六条 (略)

第百五十七条 (略)

第百五十五条の十五 (略)

(他の所属信用金庫の同種の契約に係る情報提供)

第百五十五条の十六 信用金庫代理業者は、第百五十五条の十三第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属信用金庫の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第百五十五条の十七 第百五十五条の五の五から第百五十五条の五の七までの規定は、信用金庫代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第百五十五条の十八 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第百五十五条の五の六に規定する情報及び前条において準用する第百五十五条の五の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用金庫代理業以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務(保険募集に係る業務を除く。)において取り扱う顧客に関する非公開情報(その信用金庫代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報(前条において準用する第百五十五条の五の六に規定する情報及び前条において準用する第百五十五条の五の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次項において同じ。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 (略)

第百五十五条の十九 (略)

第百五十五条の二十 (略)

第百五十五条の二十一 (略)

第百五十八条 (略)

第百五十九条 (略)

第百六十条

第百六十一条 (略)

第百六十二条 (略)

第百六十三条 (略)

第百六十四条 (略)

(信用金庫代理業に関する報告書の様式等)

第百六十五条 銀行法第五十一条の五十第一項の規定による信用金庫代理業に関する報告書は、信用金庫代理業者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2~4 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした信用金庫代理業者の直前事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信用金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁(令第十条の三の規定により当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあつては、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第百六十六条 (略)

第百六十七条 (略)

第百六十八条 (略)

第百六十九条 (略)

第百七十条 (略)

第百七十一条 (略)

第百七十二条 (略)

第百七十三条 (略)

第百七十四条 (略)

(信用金庫代理業に関する報告書の様式等)

第百七十五条 銀行法第五十一条の五十第一項の規定による信用金庫代理業に関する報告書は、信用金庫代理業者が個人である場合においては別紙様式第十八号により、法人である場合においては別紙様式第十九号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2~4 (略)

5 金融庁長官等は、その許可をした信用金庫代理業者の直前事業年度又は直前営業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信用金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁(令第十条の三の規定により当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)が当該報告書を受理する場合にあつては、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

第百七十六条 (略)

第百七十七条 (略)

第百六十八条 (略)

第百六十九条 (略)

第百七十条 (略)

(經由官庁)

第百七十一条 金庫は、法第二十九条の規定による申請書及びこの府令の規定による申請書、業務報告書その他この府令に規定する書面(以下この条において「申請書等」という。)を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、信用金庫にあつては管轄財務局長(当該信用金庫の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所(以下この条において「財務事務所等」という。))の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長(以下この条において「管轄財務事務所長等」という。))を、信用金庫連合会(全国連合会を除く。以下この項において同じ。))にあつては当該信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長)を經由して提出しなければならない。

2 (略)

3 信用金庫代理業者(外国に主たる営業所又はを事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。))は、申請書、信用金庫代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。))を金融庁長官に提出するときは、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合に於ては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合に於ては当該財務事務所長とする。))を經由して提出しなければならない。ただし、令第十条の三第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

4 (略)

第百七十二条 (略)

(予備審査等)

第百七十三条 金庫は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

2 金庫は、法の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書面について、前項の

第百七十二条の三(略)

第百七十三条の三(略)

第百七十四条(略)

(經由官庁)

第百七十五条 金庫は、法第二十九条の規定による申請書及びこの府令の規定による申請書、業務報告書その他この府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。))を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、信用金庫にあつては管轄財務局長(当該信用金庫の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所(以下この条において「財務事務所等」という。))の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長(以下この条において「管轄財務事務所長等」という。))を、信用金庫連合会(全国連合会を除く。以下この項において同じ。))にあつては当該信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長)を經由して提出しなければならない。

2 (略)

3 信用金庫代理業者(外国に主たる営業所又はを事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。))は、申請書、信用金庫代理業に関する報告書その他この府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。))を金融庁長官に提出するときは、当該信用金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合に於ては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合に於ては当該財務事務所長とする。))を經由して提出しなければならない。ただし、令第十条の三第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

4 (略)

第百七十六条(略)

(予備審査等)

第百七十七条 金庫は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

2 金庫は、法の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の

規定による予備審査の際に提出した書面と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

第百七十四条 (略)

別表一(第二十条の二第一項第三号八関係)

項目 (略)	記載する事項 (略)
全国連合会債に関する指標	一 全国連合会債の種類別(利付債及び割引債の区分をいう。以下同じ)の平均残高 二 全国連合会債の種類別の残存期間別の残高
(略)	(略)

別表第二(第二十三条の九関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
役員の変更	一 変更があった役員の氏名及び役職名 二 就任又は退任年月日	一 理由書 二 法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。) 三 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 就任する役員に係る履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ 第百四十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

第二十六条 (略)

別表一(第二十条の二第一項第三号八関係)

項目 (略)	記載する事項 (略)
主要な業務の状況を示す指標 債券に関する指標	一 債券の種類別(利付債券及び割引債券の区分をいう。以下同じ)の平均残高 二 債券の種類別の残存期間別の残高
(略)	(略)

別表第二(第二十三条の九関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
役員の変更	一 変更があった役員の氏名及び役職名 二 就任又は退任年月日	一 理由書 二 法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。) 三 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 就任する役員に係る履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ 第二十三条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(略)	(略)	(略)	別表第三(第二十三条の三十一関係)		
			届出事項	記載事項	添付書類
			(略)	(略)	(略)
会社分割(吸収分割)により信用金庫代理業の全部の承継をさせたとき	一 (略) 二 吸収分割年月日	一 (略) 二 吸収分割契約の内容を記載した書面 三 吸収分割承継会社の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 信用金庫代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続きがあったことを証する書面 五 吸収分割の手続を記載した書面 六 吸収分割承継会社が第四百四十三条第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 七 吸収分割承継会社における信用金庫代理業の実施体制 八 吸収分割承継会社の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面			

(略)	(略)	(略)	別表第三(第二十三条の三十一関係)		
			届出事項	記載事項	添付書類
			(略)	(略)	(略)
分割により信用金庫代理業の全部の承継をさせたとき	一 (略) 二 分割年月日	一 (略) 二 分割契約書 三 承継会社の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。) 四 信用金庫代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 分割の手続を記載した書面 六 承継会社が第二十三條の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 七 承継会社における信用金庫代理業の実施体制 八 承継会社の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面			

<p>(略)</p> <p>信用金庫代理業者である法人が合併により消滅したとき</p>	<p>信用金庫代理業の全部の譲渡をしたとき</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録その他必</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約の内容を記載した書面</p> <p>三 (略)</p> <p>四 信用金庫代理業の全部の譲渡を行うことを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。)の議事録その他必要な手続きがあつたことを証する書面</p> <p>五 事業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 事業譲渡先が第百四十三第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 事業譲渡先における信用金庫代理業の実施体制</p> <p>八 事業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>

<p>(略)</p> <p>信用金庫代理業者である法人が合併により消滅したとき</p>	<p>信用金庫代理業の全部の譲渡をしたとき</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 合併契約書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 譲渡契約書</p> <p>三 (略)</p> <p>四 信用金庫代理業の全部の譲渡を行うことを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この別表において同じ。)の議事録</p> <p>五 営業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 営業譲渡先が第二十三条の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七 営業譲渡先における信用金庫代理業の実施体制</p> <p>八 営業譲渡先の内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面</p>

(略)		
(略)		
(略)	<p>要な手続きがあつたことを証する書面</p> <p>五 (略)</p> <p>六 合併後存続する法人が第百四十三条の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七・八 (略)</p>	
(略)		
(略)		
(略)	<p>五 (略)</p> <p>六 合併後存続する法人が第二十三条の七第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>七・八 (略)</p>	